

中国地方更生保護委員会委員（非常勤）採用案内

1 地方更生保護委員会委員（非常勤）の職務の内容、身分

(1) 職務内容

地方更生保護委員会（法務省の地方支分部局で、高等裁判所の所在地ごとに全国に8か所設置）の委員は、更生保護法（平成19年法律第88号）に基づき、仮釈放の審理業務等に従事します。

当委員会に採用後は、中国5県所在の矯正施設（刑務所、少年院等）に出向き、収容者との面接を実施するほか、面接結果等に基づいて仮釈放審理等を行います。

(2) 身分

一般職・非常勤の国家公務員

2 勤務条件

(1) 任期 採用の日から3年間（任命時の年齢や委員としての勤務実績によっては、1期に限り任期を更新する場合があります。）

(2) 日当 約2万円

(3) 勤務場所 中国地方更生保護委員会（別添略図参照）、担当矯正施設等

(4) 勤務日数 年間160日程度（令和4年度においては、年間166日を予定）

(5) 勤務時間 1日7時間程度（例 9：00～17：00、応相談）

(6) 交通費等 評議出席、調査、施設面接等（公共交通機関利用）に要する旅費を支給

(7) その他 勤務日数に応じた社会保険・労働保険の適用あり

3 採用案内

(1) 採用の時期及び人数

令和5年4月1日付けで1名を採用する予定

(2) 応募条件

ア 日本国籍を有すること。

イ 国家公務員法第38条に規定する以下の欠格条項に該当しないこと。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

その他の団体を結成し又はこれに加入した者

ウ 令和5年4月1日現在において、63歳未満であること。

エ 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生及び再犯防止等、更生保護に関心と熱意を有すること。

オ 法律、精神医学、社会福祉等の専門知識を生かした勤務実績を有すること。(過去の採用例では、社会福祉士や作業療法士等の福祉職として豊富な実務経験のある方や、教員として発達障害を抱える生徒・児童について多くの臨床経験を有する方等を採用しています。)

カ マイクロソフトWORD等による文書作成を含め、基本的なパーソナルコンピュータの操作ができること。

4 応募手続・応募期間・面接日程等

- (1) 応募は、別添様式(中国地方更生保護委員会委員(非常勤)採用試験受験申込書)を使用し、履歴書等(添付書類は受験申込書裏面参照)を添付して、郵送又は持参により下記応募先(木村)宛て親展により提出してください。
- (2) 応募期間は、令和4年11月18日(金)までです。
- (3) 面接時期は、令和4年11月下旬頃から12月上旬頃を予定しています(詳細は個別に連絡します)。
- (4) 選考は、書類選考及び(書類選考合格者に対する)小論文、個別面接により行います。

<応募先・問合せ先>

〒730-0012

広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎4階

法務省 中国地方更生保護委員会事務局

総務課 木村直樹(課長)、富田美紀(課長補佐)

(電話) 082-221-4497 (FAX) 082-502-0095

(電子メール) tyugoku-kouseihogo@i.moj.go.jp

更生保護については、法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を御覧ください。